ロ　直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人未満であること。

ハ　道府県の医療計画において、二次救急医療機関又は三次救急医療機関として位置づけられていること。

ニ　へき地医療拠点病院又は災害拠点病院の指定を受けていること。

三　この表中第一号及び前号に掲げる一般病院以外の一般病院で次に掲げる条件を満たすもの

イ　その有する病床（感染症病床を除く。）が一〇〇床以上五〇〇床未満であること。

ロ　直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人以上十万人未満であること。

ハ　道府県の医療計画において、二次救急医療機関又は三次救急医療機関として位置づけられていること。

ニ　へき地医療拠点病院又は災害拠点病院の指定を受けていること。

三　道府県等が経営する病院であつて、小児救急医療を提供するものとして総務大臣が調査した病院数に一〇、五一四、〇〇〇円を乗じて得た額

四　道府県等が経営する病院であつて周産期医療を提供しているものについて、次の表の上欄に掲げる種別の病床の数として総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額

区分	額
一　厚生労働大臣が定める施設の基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た新生児特定集中治療室又は総合周産期特定集中治療室（以下「新生児特定集中治療室等」という。）の有する病床の数	六、五九四、〇〇〇円
施設全体の最大使用病床の数	一、〇四一、〇〇〇円に直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口から三万人を控除して得た数を七万人で除して得た数を一から控除して得た数を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

ロ　直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人未満であること。

ハ　道府県の医療計画において、二次救急医療機関又は三次救急医療機関として位置づけられていること。

ニ　へき地医療拠点病院又は災害拠点病院の指定を受けていること。

三　この表中第一号及び前号に掲げる一般病院以外の一般病院で次に掲げる条件を満たすもの

イ　その有する病床（感染症病床を除く。）が一〇〇床以上五〇〇床未満であること。

ロ　直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人以上十万人未満であること。

ハ　道府県の医療計画において、二次救急医療機関又は三次救急医療機関として位置づけられていること。

ニ　へき地医療拠点病院又は災害拠点病院の指定を受けていること。

三　道府県等が経営する病院であつて、小児救急医療を提供するものとして総務大臣が調査した病院数に一〇、二三八、〇〇〇円を乗じて得た額

四　道府県等が経営する病院であつて周産期医療を提供しているものについて、次の表の上欄に掲げる種別の病床の数として総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額

区分	額
一　厚生労働大臣が定める施設の基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た新生児特定集中治療室又は総合周産期特定集中治療室（以下「新生児特定集中治療室等」という。）の有する病床の数	六、五〇〇、〇〇〇円
施設全体の最大使用病床の数	一、〇三三、〇〇〇円に直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口から三万人を控除して得た数を七万人で除して得た数を一から控除して得た数を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）